

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

施設名： ファミリーズひらなか園	種別： 保育所
代表者氏名： 佐藤 嘉高 園長： 山田 美帆	定員（利用人数）： 87 名（72名）
所在地： 愛知県名古屋市西区平中町100番地の2	
TEL： 052-505-5515	
ホームページ： https://www.2nd-school.jp/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成29年4月1日	
経営法人・設置主体： 株式会社 セカンドスクール	
職員数	常勤職員： 15 名 非常勤職員： 3 名
専門職員	保育士 15 名 嘱託医 2 名
	調理員 3 名
施設・設備の概要	保育室 4 屋外遊技場
	遊戯室、調理室

③理念・基本方針

◆（法人・事業所）保育理念

保育を通して、随時、地域のニーズに応え課題解決をすることで、地域貢献と社会貢献を果たします。
学童の強みを活かし、0歳から12歳まで目の前の子どもと向き合いながら先を見通して保育します。

◆（法人・事業所）の保育方針

基本的生活習慣を身につけ、子ども達の自立を目指します。

④施設・事業所の特徴的な取組

【ファミリーズの魅力】

- ・子どものことを一番に考え、アットホームな雰囲気の中で、子どもの成長を見守る子育てのパートナーとして、職員、保護者、地域が協力しながら保育を実践している。
- ・子どもたちにとって安心できる、もうひとつの我が家として学童運営の強みを活かし、0歳から12歳まで目の前の子どもと向き合いながら先を見通して保育を行なっている。

【ファミリーズひらなか園】

- ・（株）セカンドスクールが運営する認可保育園の第1号として名古屋市の西北端に新たに開設した保育所で、住宅地域にある。地域の要望から乳児を対象の準乳専保育所から拡充を図り、働く保護者の「子育てサポート」として子どものことを一番に考え成長を一緒に見守っている。
- ・園内調理の手作りご飯をはじめ、保育士や調理員のきめ細かいサポートで、忙しい保護者にも配慮している。

- ・就学の前にきちんとした生活習慣を身につけられる場所として、異年齢児との関係を築きながら、体力作りと個性や知性を養っている。
- ・「人を大切にすること」を基本にした保育実践を行い、園長を中心に職員の温かな声かけや姿勢が保護者からの信頼と安心感につながっている。
- ・子育てサポートという視点から保護者の負担を軽減する支援と工夫をしている。
- ・毎日、保育園でいろいろな経験を重ね自立に向けた力を身につけていくという長期的な見通しをもって子どもたちの成長を見守り、支えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年10月9日（契約日）～ 令和7年3月31日（評価決定日） 【令和7年1月27・29日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

【子育てサポートとチームワーク】

- ・子育てサポートという視点から保護者の負担を軽減する支援を図っている。
- ・園長を中心に職員の温かな声かけや姿勢が保護者からの信頼と安心感につながっている。
- ・園長が積極的に現場に入り保育を掌握しており、現場の問題に即対応する姿勢や、職員の相談に乗ることでチームをまとめている。
- ・①子どもの可能性は無限大②繋がりを大切にすることが新しい未来を切り開く③子どもたちの声は今日限りのかけがえのない声④ワクワク、ドキドキやりたいは子どもたちの今の原動力を行動指針として職員全員で実践している。
- ・異年齢及びインクルーシブ保育での交流を行っており、職員、子ども、保護者共につながっていくことを意識し、園全体で子どもたちを育てていく意識が高い。

【職場環境】

- ・女性活躍推進企業認定取得、あいちワーク・ライフ・バランス推進運動賛同企業に登録、愛知県（休み方改革）イニシアチブ賛同企業に登録、キンダーカウンセラーの配置などの取り組みを実施している。
- ・職員が園全体で子どもの把握をすることで職員の配置がしやすく、有給休暇等も取りやすく、サービス残業や持ち帰りの仕事など基本的になくしており、働きやすさに配慮している。

【地域連携】

- ・保育園が地域の中に溶け込めるよう、子どもたちと一緒に地区の祭りに参加したり園庭開放など地域福祉に積極的に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

【目標管理・標準化】

・今回の第三者評価では、「中・長期計画」を策定して、中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定された。但し、事業に関する数値目標が分らない。目的や方向を明確にするためにも数値目標については実際に計測できるものはその値を使い、数値化出来ないものは言語情報を数値に置き換えて目標に設定されたい。

【マニュアルの整備について】

・マニュアル化に取り組まれ、各種マニュアルは整備されてきたが、不足しているマニュアルについては厚労省発行の「標準的な実施方法のについて」を参考に優先順位を付け計画的に整備されたい。保育士の自己評価は５段階評価になっているので一覧表に評価結果を纏め、保育園全体の評価として、継続的な改善の分析に役立てられたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価は、職員間で話し合いを何度も重ね取り組みました。保育について話し合う中で、職員間の共有や振り返りをすることが、とても重要であることを再確認する良い機会になりました。改善点に関しては、職員と共にマニュアルの整備に努めて保育に活かしていきたいと思います。評価いただいた点に関しては、今の現状に満足せず日々質向上のため毎日の子どもたちとの保育を大事にしていきたいと思います。

アンケートにご協力いただいた保護者の皆様には感謝申し上げます。

今後も安心して子どもたちを預けていただくために、子どもを一番に考えた保育を提供し、もうひとつの我が家になるように家庭との連携を大切にしていきたいです。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】…ファミリーズひらなか園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	③	a・b・c
＜コメント＞ ・理念、基本方針が明文化されホームページに記載されている。また、パンフレット(冊子)・入園のしおり(重要事項説明書)や事業計画などにも記載されている。事業計画の職員目標には「子どものことを一緒に考え、成長を一緒に見守っていける子育てのパートナー」を掲げ、保育所の目指す方向、考え方を読み取ることが出来る。年度末には全職員(全園・全学童)が1箇所に集合して決起会を開催、代表から「ファミリーズ」の目指す方向、理念、行動目標などの話をして、全社員の意識を高める取組を行っている。職員は年度毎、自己目標を設定して基本方針の展開に取り組んでいる。職員会議では保育計画の説明時や自己評価の振り返りの折などの様々な機会に理念・基本方針について説明して周知、理解を図っている。保護者へは入園前の見学会、入園説明会、個人面談、送迎時などでも伝えている。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	③	a・b・c
＜コメント＞ ・地域の福祉動向については「名古屋市子ども・子育て支援計画」、「区役所民生子ども課」、「区の保育園園長会」などと連携を図り情報(利用者動向やニーズ)をタイムリーに把握している。得られた情報は上層部で分析して法人内の園長会にて話し合っている。これらの情報と経営課題から「選ばれる園」を意識して施設整備、人材育成、労働環境に結びつけられるよう取り組んでいる。法人代表者はITや学童、幼児関連などの方々の交流があり情報も多く、園へは毎週定期的に訪れ適切な助言をしている。			
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③	a・b・c
＜コメント＞ ・経営課題については代表、顧問税理士、経理担当にて分析して「保育内容」、「職員の処遇」、「研修」、「施設整備」などを中・長期計画、事業計画に落とし込み具体的な取組として計画を立て取り組んでいる。具体的な内容については月1回の職員会にて話し合い、職員間で共有を図っている。その後は日々のミーティングや職員会議、主任会議にて浸透を図る取組をしている。特に、職員体制(産休などの職員の確保)については法人全体でカバーしあい、クラス分けせず全体で保育を行うなど工夫を凝らしている。将来を見据え地域ニーズに応えられるように発達障がいが見受けられる児童についても積極的に受入れインクルーシブ保育をおこなっている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	③・b・c
＜コメント＞ ・理念や基本方針の実現に向けた目標(①経営基盤の充実、強化、安定②事業管理③財務管理④人事管理⑤倫理性)が策定され原則年1回の見直しを行っている。中・長期計画は背景としての入園児童の減少、目的として保育の質向上により『選ばれる園』を目指している。重点取組として、保育者の質向上として「自己評価」、「キャリアアップ研修」など、専門性の向上を図り「組織」、「事業管理」、「財務管理」、「人事管理」、「倫理」などについて具体的に計画が策定されている。 ・収支については目標が設定されている。事業については目標が決められているが、成果と言える数値目標が示されていない。従って、達成を目指すステップ毎の目標を明確にされるように期待したい。			

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑤ ・ c
＜コメント＞ ・単年度計画は中長期計画（組織体制、児童の処遇、職員の処遇、災害対策、安全管理など）踏まえ策定されている。事業計画は「組織」、「事業管理」、「財務管理」、「人事管理」、「倫理」などの項目に分かれて具体的に記載されている。保育内容については保育の全体的な計画に記述されているが事業計画にも明記されたい。その上で、事業管理と保育計画の繋がりについても記述されたい。 ・収支については目標が設定されている。事業については目標が決められているが、成果と言える数値目標が示されていない。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑤ ・ c
＜コメント＞ ・事業計画は年度末（卒園式後）に職員と園長が集まり、職員の自己評価票を基に1年の振り返り及び保護者アンケート結果を参考に組織体制、保育内容、研修計画、食育計画、環境整備、地域連携など次年度の取組を纏めている。事業計画に成果の数値目標が具体的に示されないため成果（数値）がはっきりと確認できないので、記録を含めて整備を期待したい。 ・あらかじめ決められた時期に評価するようになっているが、実施内容によっては完了時期が違うので把握・評価の時期をきめ細かく設定されたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑤ ・ c
＜コメント＞ ・事業計画は入園時に入園のしおり、入園後は事業計画に関連することを、園だよりや連絡ノート、送迎時の口頭などで周知して理解を促して、子どもに関係する内容を保護者会や毎日の連絡、月度「ファミリー通信」にて周知を図っている。また、行事の時、保護者アンケートを実施して、保育内容に対して子どもの成長・自立や保育に取り入れたいことなどを調査している。 ・保護者アンケート結果からは「事業計画」という言葉を理解していない保護者が一部でいるので「事業計画」を掲示して、「行事」、「保育内容」、「食育計画」、「倫理」などの中で「事業計画」からの展開事項であるものは、保護者に説明する段階でその旨を明記するなどして周知を図られたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・園は第三者評価を定期的に受審している、今回が2回目であり前回からは非常に多くの項目で改善点が見られた。組織的にPDCAを回す必要性から、第三者評価を受審し、毎年自己評価を行なっている。年度末には職員と園長が面談して振り返りを行ない、次年度の取組みに反映し、保育の質向上に努めている。また、取組み状況については毎月の園長会、職員会、主任会議、昼のミーティング、日々の振り返りなどで話し合い保育の質向上に結びつくようにPDCAを回している。職員が「保育士自己評価」シートに目標を設定して、質の向上計画を立て、職員面接などで園長がフォローしていることで、改善のサイクルが回っていることが確認できた。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑤ ・ c
＜コメント＞ ・前回の第三者評価の結果から「中・長期計画と事業計画」の策定及び「保育要録」に対する改善策を職員会議で話し合い「内容・時期」について検討し取組んでいる。一方、自己評価については限られた職員から全職員が年間の取組として、目標の設定から定例会議やミーティングなどで「子どもの自立」に向けてアイデアを出し合い取組んでいる。中でも、月/6～9回の行事の取組として「ファミリーズわくわく・ぐんぐん」と位置づけ子どもが楽しみ、職員も喜び合える場づくりを企画して児童の自立に向けた取組を実践している。 ・但し、実施事項と成果のつながりが分かりにくいので関連づけて文章に残されたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	① a . b . c
<コメント> ・園長の役割と責任は「就業規則」、「職務分担表」に示されており、職員に対して会議、研修等で説明し理解を図っている。 ・園長は毎月の園長会から経営・管理に対する情報や他園の取組を参考にして自園の職員に「理念・基本方針」を踏まえた取組を職員に伝えている。有事における施設長の役割と責任については防災マニュアルなどを作成して説明・周知を図っている。不在時の権限委任については「防災マニュアル」「職務分担表」にて一つ下位の職制が行うことが明確に示されている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	① a . b . c
<コメント> ・園長は遵守すべき法令は児童福祉法、なごや子ども条例を始め、各種法令をインターネットなどから把握している。また、名古屋市が主催する権利擁護、虐待防止などの研修会に参加して遵守すべき法令内容を把握している。名古屋市のオンライン研修や民間保育所連盟の研修会など多数の研修に参加して必要な情報を得ている。職員に対しては遵守すべき法令などを社外研修の受講や職員会議、職員ミーティングの機会に、園内研修などで理解を図っている。また、園長は法令遵守状況を日々の職員との話し合いの中でも確認をしている。 ・中・長期計画の中で倫理性として人権の尊重及び法令順守を掲げて、事業計画に職員研修計画に掲げて参加させ理解を図っている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	① a . b . c
<コメント> ・毎月系列園、園長会議が開催され、保育の質に関する現状を評価・分析して把握している。また、園に持ち帰り保育の質の向上に役立っている。年齢別の担任制は取らず職員全員で子どもを見守る保育を行っている。そのため日常的に職員間の話し合い助け合いが行われ、様々な場面で園長は指導力を発揮している。 ・園長は保育の質については保護者アンケートの結果や日常的な送迎時・イベントや保護者会の機会に保護者とは絶えず「話掛け、話を聞く」ことに心掛けて保育の質について把握している。得られた情報を基に職員とは毎日のミーティングや振り返り、各種会議にて改善のための具体的な取組について話し合いアイデアを拾い上げ、対応方法を纏めて職員が協力して取り組めるようにリーダーシップを発揮している。		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	① a . b . c
<コメント> ・職員の担当制がないため全年齢の保育が可能となり、効率的な職員配置ができ、有給休暇も取りやすくライフワークバランスに基づいた働きやすい環境になっている。ICTの活用は職員間の情報の共有、勤務状況の把握、電子お便り手帳（連絡帳）、体温測定など業務の効率化に役立っている。 ・職員間の連携がとてよく職員全員でアイデアを出し合い、理念実現に向け無駄のない効率的な保育運営に役立っている。人員不足の場合は皆で話し合い対応できる協力性が根付いている。またキャリアアップ研修加算なども活用している。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	① a . b . c
<コメント> ・採用は養成校、大学などと連絡をとり、学生の行事へ参加に努めて採用に結びつけている。最近では保育士が見学に訪問することが増え、その後体験など通じて就職される方が増えてきた。求人活動は愛知県福祉人材センター、保育フェスタ、ハローワーク、ホームページなども活用している。また、職員との年2回の面談では職場配置希望を確認し、月1回の会議や日々のミーティング、振り返りなどで困りごととは絶えず聞き取っている。困りごとや相談があればキンダーカウンセラーとの相談を推奨している。 ・特に職員定着のため職場環境の向上としてワーク・ライフ・バランス推進運動賛同企業として登録、有給休暇を取り易くするなど働きやすい職場環境の整備に努めている。その他女性活躍推進事業認定取得、休み方改革イニシアティブ賛同企業として取り組んでいる。		

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 期待する職員像は、『全員で考え子どもの最善の利益を目標』に「選ばれる園」を掲げて取組んでいる。人事管理の基準は法人で定めており「就業規則」「賃金規程」「育児介護休業規定」などに従い成果や貢献度を把握して総合的に人事管理が行われ、職員等に周知されている。 ・人事課は年初に職員が「自己評価表」に保育目標などを記載して年に2回、園長とのヒアリングなど行い達成状況など確認し、年度末に法人代表と園長が評価基準に従い評価している。現在の人事基準については職員のモチベーションアップの為に充分でないところが有るとの判断から、目標管理や評価、人材配置や採用管理などを検討されているところである。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
＜コメント＞ ・職員の就業状況については把握しており、状況は職員と共有している。また、欠員が多い場合は職員全員と話し合い、対応方法を検討する等人員不足が発生しない様な協力体制が出来上がっている。また、女性が能力を発揮しやすい職場環境であるという観点から厚生労働省より「女性活動推進企業認定」されている。あいちワーク・ライフ・バランス推進運動賛同企業、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業に参加しており働きやすい職場づくりに取り組んでいる。園児、保護者、職員のカウンセリングをするキンダーカウンセラー（臨床心理士）を配置し、月2回巡回して困りごとや相談に応じてストレス低減の取組となっている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・職員一人ひとりの目標は年始に自己評価表に目標を設定して、年央で進捗状況などを確認して年度末（卒園式の後）に振り返りを行っている。園長は日常的にも適切な助言を行っている。また、法人代表も毎週の職場巡回などで相談助言などをして、育成に向けた取り組みを行っている。 ・年度の振り返りにおいて、職員からは具体的にどんなことに力を入れ取り組んでいるか、また、その成果と今後どうしていきたいかを園長が確認して自己評価表に書き加えて次年度に繋げている。 ・全職員の評価結果（5段階評価）を一覧表に整理して、園としての全体の評価結果に纏めて、職員毎の弱い項目がどこかについても比較できるようにされたい。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
＜コメント＞ ・事業計画の保育目標としての「職員の質向上」が掲げられており、資質向上の為の研修会への参加が示されている。保育の質向上のために必要とされる研修会については、名古屋市の保育所職員等研修計画と照らし合わせて、階層別研修・新人教育の研修が計画されている。園内研修ではキンダーカウンセラーによる研修及びその他の研修を一覧に纏めている。また新人職員については四半期ごとに法人として新人教育研修が計画され実施されている。研修受講の記録が取られ誰がどの研修に参加したか分かるようになっている。また、毎年研修計画は見直されている。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	① ・ b ・ c
＜コメント＞ ・専門資格は主に保育士であるが取得した人を採用していることから問題はない。その他必要とする資格（保育所等実習指導者）は必要に応じて取得をさせている。職員一人ひとりの研修受講は研修計画に基づいて実施されている。原則、希望者受講を考え講座があれば研修受講を認めている。研修の終了後は会議で研修の内容を報告するとともに研修報告書を作成して全職員が閲覧できるようになっており、職員のスキルアップに繋げている。最近ではオンライン研修が増えてきており、基本は園内で受講させているが都合により、自宅での受講も認めている。外部研修会は一人年1回以上となっていることから受講がし易いように配慮し、一人年1回～6回は受講をしている。新人に対しては園としては基本内容については3か月間 OJT を行い、個別内容については法人と同様1年間を目途に OJT を行っている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c

＜コメント＞

・中・長期計画に『地域福祉の拠点としての役割と使命』の中で「保育実習や職場体験の受入れをおこない、啓蒙・啓発活動をおこなう」を掲げている。実習生受け入れマニュアルを作成してオリエンテーション、挨拶・表情・言葉遣い、園の役割・理念などに沿って保育実習生を受け入れている。また、養成校とはプログラム内容について希望に添えるよう調整して実習を行っている。実習生には振り返り（良かった点、反省点など）記載してもらい、養成校へ報告している。担当職員も保育所等実習研修（実習指導について）を受講し、より良い実習指導ができるよう取り組んでいる。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c	
＜コメント＞ ・中・長期計画に「適切に会計処理を行うと共に信頼性や透明性の確保」と掲げられ、自社ホームページやパンフレットに基本理念、保育方針、保育内容・特色、苦情受付、相談窓口など掲載され、第三者評価の受審は定期的に公表している。また、ここdeサーチには財務情報を公表している。地域に園の開放の案内や園だより、SNS(インスタグラム)などで園の保育内容の情報を公開している。事業計画や苦情の内容とその対応状況についても公表されたい。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	①a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ・法人本部で経理・事務担当を決め「経理規程」に基づいて会計事務・出納業務経理事務担当が行っている。園長は出納帳・伝票・少額金銭の手順に従い会計事務を適切に行っている。財務の纏めについては本部で行っており、2ヶ月に1回顧問税理士の指導を得ている。指摘事項があれば改善計画を立て改善を図っている。内部監査としては法人代表と経理担当が年1回実施している。日常的にも代表が月1回、園の巡回で会計事務が適正であるかを確認している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	①・b・c
＜コメント＞			
・活用できる社会資源の情報については掲示板にて張り出して保護者に知らせている。「中・長期計画」「事業計画」には地域との連携・交流を掲げており、晴れた日は毎日公園に散歩して地域の方とあいさつを交わしている。また、積極的に子育て支援センターへ職員が見守りアドバイザーとして参加、行政とともに地域の子どもや保護者との交流をしている。地域の祭りや伝統行事に参加したり、高齢者施設に訪問して一緒に作品を作りやおやつを食べるなどした、楽しい交流がされている。また、園解放の日には当園以外の就学前の子どもとの交流も出きる。また、祖父母の会を開催して地域に住まれている保護者やその家族と園児の交流をすることにより地域に開かれた「共同養育」の場になっている。			
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	①・b・c
＜コメント＞			
・中・長期計画には「地域拠点としての役割と使命」が掲げられ、保育実習や職場体験の受入れを行ない学校教育への協力を行なっている。ボランティアの受け入れはされており、マニュアルに沿って事前にオリエンテーションを行い、保育園の役割と理念・方針を説明し、注意事項や挨拶、言葉使い、表情や守秘義務について説明している。大学生サークルによる読み聞かせ、手あそび、大型絵本、パネルシアターなど子供たちは大変喜んでいる。学生の見学希望者に対して保育体験やボランティアとして行事への参加などで受け入れ、学校教育への協力がされている。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉓ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもや保護者の状況に対応できる社会資源は児童相談所、療育センター、区役所、小学校、病院などのリストを掲示している。機能や連絡先については職員間で共有していつでも確認できるようにしている。発達障がいのある児童を積極的に受入れていることから、西部児童相談所、東部療育センターとは連携を密に取り合っている。また、子育て支援センターとは相談や受入れの対応に応じている。そのニーズを職員間で共有して、子ども見守りなどの地域連携活動にも参加している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	㉓ ・ b ・ c
<コメント> ・地域の園長会での交流、行政子ども課、児童相談所、子育て支援センターでの相談等で福祉ニーズを把握している。区役所での合同研修会、子育て広場の開催、名古屋民間保育園連盟の園児交流、また系列保育園での保護者相談などでも地域ニーズを把握している。 ・把握したニーズからファミリーズ保育園ではインクルーシブ保育として、発達障がい児童の受け入れを行っており、子どもたちの成長を見守り、個々のニーズに応じたサポートを提供することを推し進めている。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> ・理念に「地域へのニーズに応じて課題解決することで地域貢献と社会貢献を果たす」とあり、月1回行政主催の地域の保育園の園長会議に参加して地域のニーズを把握して園長がお手伝いや子育て相談などの活動へ参加している。その他にも、毎日訪れる保護者へ、今まで蓄積した発達障がい児童対応のノウハウ提供をして、児童相談所や療育センターへの橋渡しも行っている。 ・区役所が開催している見守り子育て広場へのおもちゃの貸し出しを行っている。月1回園庭を解放して、おやつを試食やおもちゃの手作り、夏にはプール遊びなどの地域活動を行っている。 ・法人としての更なる、公益的な活動への取組に期待したい。		

【共通評価基準】

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> ・職員は、理念・基本方針にのっとり、子ども同士が尊重し合える機会や場を設け子どもが主体的に生活や遊びに取り組める環境を整備し、年次報告や職員会議で定期的に保育の成果や課題を話し合い改善に繋げている。 ・組織内で子どもを尊重した保育について職員が理解を深めるために保育所保育指針や全国保育士会倫理綱領、虐待の防止マニュアルを基に研修や勉強会を進めさらなる飛躍を期待する。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> ・プール、着替え、トイレの対応など子どものプライバシーについて配慮し、保育室の掲示物の位置にも配慮する等、権利擁護について配慮する意識は高く、職員に周知・徹底している。写真、動画の取り扱いについては保護者の同意を取り十分な配慮をしている。 ・子どものプライバシー保護、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程やマニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組みと見直しをする機会を持ち記録を残されたい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉖ ・ ㉗ ・ ㉘
<コメント> ・園見学の希望者については、積極的に受け入れパンフレットを使って園の方針、理念、保育園の特性など個別に伝えている。なるべく実際の保育を見てもらうことでより丁寧な説明を実施している。 ・西区主催の「子育て広場」に参加したり、子育て支援の会場(3か所)にもパンフレットを置くなどして情報を提供している。 ・園庭開放を開催して、園の雰囲気を伝え保護者が選択しやすいように努めている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉙ ・ ㉚ ・ ㉛
<コメント> ・入園前説明会にて口頭と重要事項説明書にて保護者に説明をしている。また、ICT システムを導入して、保護者に連絡できるようにしている。 ・慣し保育については、子どもの様子と保護者の状況を聞き取り、保護者等の同意を得て行っている。 ・特に配慮が必要な保護者には丁寧な対応を心がけているが、保護者への説明方法等を同じ手順・内容で行うことが出来るようマニュアル化することを期待する。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉜ ・ ㉝ ・ ㉞
<コメント> ・保育園から卒園・転園した後も、子どもや保護者等が相談することがあり、担当者や窓口を設置している。また、行政と連携を取って保護者に対応している。面談内容については、職員に周知している。保育所等の変更を行う場合、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが望ましい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉟ ・ ㊱ ・ ㊲
<コメント> ・子どもの様子や活動を連絡帳アプリや SNS など利用して保護者と共有できるようにしている。 ・保護者参加の行事の後には、アンケートを取り、その結果を公表している。アンケートを分析・検討し、次の行事に活かすなど保育の改善につなげている。個人面談を入園後約 1 ヶ月後と年度末に行い、保護者の要望や不安など丁寧に聴き取り寄り添えるように対応している。必要に応じて面談等、随時対応している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㊳ ・ ㊴ ・ ㊵
<コメント> ・苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 ・入園の際に困ったことや不安なことはすぐに相談できる体制が取れることを入園のしおりを用いて、保護者に伝えている。苦情などあれば、職員会議にて周知徹底し検討及び改善策を立て、保育の質の向上に役立てている。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㊶ ・ ㊷ ・ ㊸
<コメント> ・保護者からの相談は、内容に配慮して個室を用意したり、職員 2 人体制にて行ったりして相談しやすい環境を整えている。 ・入園式での園長挨拶、園からのおたよりなどで保護者が相談したい時などいつでも相談する場や機会を設けることを保護者に周知している。アンケートについては無記名で行い保護者の意見が出しやすい配慮をしている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㊹ ・ ㊺ ・ ㊻
<コメント> ・全職員が保護者とのコミュニケーションを大切にしており、日々の送迎時には、園での子どもの様子を伝えると共に家庭での子どもの様子や保護者の様子にも留意し、面談が必要であれば迅速に対応している。 ・「キンダーカウンセラー制度」は名古屋市からの補助金をもらいながら保護者だけでなく職員も利用することができる制度であり、双方にとって有効な制度として活用している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㊼ ・ ㊽ ・ ㊾

＜コメント＞ ・保育室安全チェック表、事故報告書、ヒヤリハット報告書を作成し、職員に周知すると共に原因を分析し、改善策や再発防止策を検討・実施するなど適切な対応を図っている。 ・職員は心肺蘇生法(CPR)やAEDの取り扱いの研修を受けている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・感染症が発症した場合、フローチャートに沿って対応し、保護者には感染症罹患報告として掲示している。 ・普段から子どもの体調の変化や急変に留意し、子ども達へ、外から帰ったときは手洗い、うがいを促して感染症に対して絵本や紙芝居、換気の必要性を分かりやすく伝えている。 ・嘔吐や下痢の際は、手順書に沿って適切に処理するように職員に周知し、新卒職員は嘔吐物対応セットを使用して訓練している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・防災訓練年間計画に沿って毎月防災訓練を実施している。様々な状況を想定して対応している。災害時の対応体制として災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等各保育室に災害マニュアルの掲示をして、職員がすぐに確認できるようにしている。食料保管、災害時給食などに関しては調理職員と連携をして管理している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・保育の標準化とは、保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化することで、保育の実施時の留意点や子ども・保護者へのプライバシーの配慮と共に保育所の環境に応じた業務手順を文書化することである。保育の個々の場面である登園の場面、食事の場面、遊びの場面、保護者との連携の場面、子育て支援など実際の保育全般にわたって文書化することで保育の質の向上につながることを明確にされたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・保護者アンケート、職員の評価・反省を基に実施方法を見直すための、話し合いを設けたり、系列園の園長会、主任会にて議題をあげ意見を交換したりして多方面から検討し見直しをしている。 ・新年度の指導計画の作成を職員で話し合いを重ね作成するなかで保育の場面や実施方法の手順についても見直し、検討している。話し合いの記録を基に実施方法の手順を文章化されたい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・指導計画の作成についての最終確認は、園長がすることになっている。 - 入園の際に、保護者と面談をして、保育活動を説明し家庭の事情などに配慮して計画を立てている。保護者が登録票に子どもの情報を記入しそれにもとづき指導計画を適切に作成している。 ・支援困難ケースへの対応は児童相談所、小学校、役所、園の職員をメンバーとしたケース会議を開き検討して適切な保育の提供を行っている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ ・職員の話し合いのもと、年齢別に、年、月、週、日、個別計画を立案している。計画、反省、課題を明確にするために、PCDAサイクルの機能を活用し日々の保育活動を展開している。定例会議、行事の前後の会議で反省点を洗い出し次に繋げられるように様々な意見を取り入れている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	① ・ ② ・ ③

＜コメント＞ ・0歳児から2歳児までは毎月、3歳児から4歳児は1年間を3期に分けて決められた様式に、5歳児は保育要録にて保育の実施状況を記録している。 ・職員はIDとパスワードを入力して情報を共有することができる。 ・記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等は先輩保育士と一緒に考えたり記載方法を工夫したりして行っている。また、職員会議等でそれぞれのクラスの様子や個々の状況を伝え合い全職員の視点を活かすことで適切な記録に繋げている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ ・記録は、事務所に保管して園外持ち出しのないように、職員に周知している。職員は、入社時に個人情報に関する誓約書にサインしている。公開する写真については、保護者に説明の上個別に承諾と署名をしてもらっている。 ・前年度分は法人本部の書庫で保管し、保管期間は5年としている。今後、個人情報取り扱いに関する規程・マニュアル等の作成を望みたい。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

			第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
	A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・保育の全体的な計画の作成は、保育理念と保育方針に基づき、児童福祉法、保育所保育指針、なごや子どもの権利条例の理念にのっとり、保育に関わる職員の参画によって作成されている。年度末に次年度に向けて全体的な計画の見直しを全職員の話し合いを重ねて作成している。			

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・各保育室に温度・湿度計、熱中症指数計を設置して数値を参考にしながら子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整えている。換気については、こまめに行い常に適切な状態を保っている。 ・午睡用ベッドに関しては、メッシュ素材のものを用意して乳幼児突然死症候群(SIDS)対策をし、子どもが心地よい姿勢で睡眠できるようにしている。週に1回は園全体の安全チェックを行い、子どもが使用する玩具に関しては、定期的に消毒と、破損などないかを確認して安全チェック表に記録を残し、安全管理をしている。			
	A-1- (2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・全職員が個々の家庭環境や状況を把握して子どもの発達、生活リズムを考慮しながら保育に努めている。 ・保育士は、子どもの意思を尊重し状況を考慮しながら子どもと一緒に考えることを大切にし、職員間で情報共有しながら、保育に努めている。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・基本的生活習慣の習得にあたっては、子どもがやろうとする気持ちを引き出しながら、できることやりたいことはとことん追求させ、できないことは一緒に考えたり手伝ったりしながら保育を行っている。 ・給食時には子どもが自分でお替わりをしたり、お茶を注いだり、食器を片付けたりと子どもの経験値を高めている。また、食事のマナーが身につくように丁寧な援助をしている。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・早朝、延長時は異年齢児の合同保育をしている。子ども同士の遊びの発展や異年齢ならではの遊びを見守っている。			

・子ども達が自らやってみたい、できるようになりたいという気持ちを一番に考え、やらされる活動ではなく、楽しんでできるように職員で話し合いを設けて活動に取り組んでいる。その中には、お泊り保育や地域主催の祭りへの参加、グループ園の子どもたちとの交流、消防署、警察署との交流があり、様々な体験をしている。 ・主活動の時間においては、戸外保育をたくさん取り入れ地域の方との触れ合いや、季節ならではの遊びを膨らませて保育をしている。		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・安心して園で過ごせるように保護者との連絡アプリでの連携、送迎時の連携を密に取っている。 ・個々の発達に合わせて、ハイハイやつたい歩きなど身体をたくさん動かせるように環境設定をしている。 ・戸外保育に出かけ季節の草花に触れ、保育者と一緒に手を繋いで歩いたり、散歩車に乗ったりして楽しんでいる。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・早朝、延長時などは幼児組との関わりを多くもち、してもらったり模倣したりと様々な経験をする中で子どもの言葉や表現など豊かになっている。 ・年間計画に基づいて保育実践を行っており、子どもの発達や状況に合わせた関わりをもって保育に努めている。自我の育ちを受け止め、見守ったり援助したりその場の状況に応じた保育の実践を心がけ、そのために職員同士話し合いを重ね子どもに関わっている。 ・感染予防対策として子どもが触れるおもちゃ等は消毒保管庫で殺菌・保管をしている。		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・集団生活の中で一人ひとりに合わせた保育を展開できるように、主体性を大切に仲間と協力し合える保育を展開している。異年齢児の交流を多く持ち、社会性や協調性、互いを思い合う気持ちを育めるように関わっている。 ・運動会の演目(エイサー)を運動会だけの取り組みにせず、今年度の地域の祭りに披露する機会を設けて子どもたちはボランティアの方にメイクしてもらい参加することができた。 ・小学校へ見学に行ったり、卒園した子どもを同窓会に招き交流したりして小学校への憧れや相互の良い関係を築く機会としている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・入園時、保護者との面談をして必要書類の提出や統合保育をしていくことについて説明し保護者の理解を得ている。子どもが安心して過ごせるように保育活動の内容により、加配保育士を付けている。 ・名古屋市主催の研修やキャリアアップ研修を受講して専門知識を保育に取り入れている。巡回指導を受けスーパーバイザーや、キンダーカウンセラー、療育センター、保護者と連携を取って情報共有している。 ・小学校との接続に関して、なごやっ子リレーサポートシートを利用して、保護者了解のもと、小学校教頭、教務主任、教諭と面談をして情報の共有を図り、子どもが安心して過ごせるように取り組んでいる。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・早朝、延長保育の時間帯は、異年齢児保育をしているが、人数に合わせて部屋を分けて一人ひとりが遊びに集中できるように環境を整えている。 ・保育の引き継ぎの際、出席簿・伝達事項がわかりやすく一覧表にしてあり、必ず担当の保育士と情報を共有している。その際、一覧表の利用だけでなく、口頭でも引き継ぐように心がけている。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・年2回、幼保小会議に園長が参加し意見交換、質疑応答などを経てその結果を保育に活かしている。 ・子どもたちには、小学校見学として授業見学や小学生との交流を行い入学に期待を持てるような機会を用意している。また、保育要録は子どもの育ちや特に配慮すべき事項など学校側がクラス分けや新年度の適切な教育・		

指導の参考になるように年度末ではなく 12 月前後に送付している。保護者にはクラス懇談会や個人懇談を設け小学校入学に向けてのアドバイスや相談など受けている。

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・個々の登録票に健康状態、予防接種履歴など保護者に記入してもらい、職員で共有している。 ・感染症が発症した場合は、感染症マニュアルに沿って対応している。保護者には掲示板にて情報提供している。また、入園時に感染症や乳幼児突然死症候群(SIDS)について保護者に説明している。 ・登園時に保護者は連絡帳にて健康状態・朝の検温を園に報告し、園はそれを受けて視診、健康観察をしている。保護者からの連絡事項は、伝言板及び口頭で職員周知を図っている。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)についての研修会、心肺蘇生法(CPR)講習会、自動体外式除細動器(AED)の使い方、エピペン講習会など園内で訓練し、知識・技術を職員で共有している。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉡ ・ c
<コメント> ・医師による健康診断は、年に 2 回、歯科検診は年 1 回行っている。結果は保護者に連絡帳やアプリで結果を知らせ必要に応じて受診を勧めて子どもの健康管理について保護者と連携して進めている。 ・幼児クラスは、フッ素洗口の実施を保護者の希望を聞いて行っている。保健師による、歯科保健・栄養指導も実施している。指導内容を保育に取り入れ子どもの健康増進に繋げている。 ・健康診断・歯科検診を受けられなかった園児に対して保護者に受診を促すなどの働きかけが望ましい。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき対応している。除去食が必要な子どもに対しては医療機関を受診して、医師が「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を記入し、保護者は、食物アレルギー給食申請書を園に提出している。それをもとにして保護者、園長、保育士、調理員との面談を行い園が「アレルギー児緊急個別対応票」を作成している。 ・食事の提供の際は、他児と区別したカラートレーで、記名したものを使用して配膳している。配膳時には保育士と調理担当がダブルチェックを行い誤食の防止に努めている。		

A-1-(4) 食育、食の安全

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・食に対して関心が深められるように園庭で野菜を育てたり、調理したり食材に触れる機会を多く持つようにしている。また、絵本や紙芝居などを利用し子どもにも分かりやすいように食育に取り組んでいる。季節の食材や伝統行事などに関連した食育活動も行っており、子どもには大変好評で、保護者にも写真や連絡帳アプリにて情報を共有している。 ・食育カードを用意して、子ども達が給食に提供された食材を掲示して楽しんでいる。保育士と一緒に給食を食べて楽しい雰囲気を作り、お替わりを十分用意し、子どもたちが自分で食べる量を決めて食事をしている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・献立は、名古屋市提供の献立と、管理栄養士の栄養計算された献立を独自に組み合わせて作成している。季節の食材を取り入れ、味や食感など子どもが食べやすいように工夫している。衛生管理マニュアルを作成して適切に衛生管理を行っている。 ・調理員が子どもの食事の様子を観察して、次の献立作成などに役立てている。 ・食育活動では、保育士、調理員と子どもと一緒に考えて企画する機会がある。また、地域ならではの献立の導入やもちつき、焼き芋作り、かき氷、流し素麺、干し柿作り、園でお弁当を作ってピクニックに行くなど子ども達が楽しんで食事ができる機会を多く取り入れている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉠ ・ b ・ c

＜コメント＞ ・子どもたちの日常的な様子や健康管理に関しては、保護者と連絡帳やアプリにて情報交換している。必要に応じて保育所での生活の様子を写真や動画にして保護者と共有できるようにしている。 ・個別に対応が必要な家庭には、面談の場を設けその都度、家庭の状況や保護者の思いを聴いて子どもの発達や保育の意図について理解を得る工夫を行っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・送迎時、笑顔で挨拶を交わしたり、コミュニケーションを大切にしたりしながら保護者との信頼関係作りを心がけている。保護者が一人で子育てを抱えこんで悩むことがないように気配りし、子育て中の保護者が少しでもゆとりを持てるように自分時間の確保についても配慮している。 ・保護者から相談があった際には、できるだけ迅速に対応し保護者の要望や気持ちに寄り添うことができるように職員同士連携を取っている。また、月に1回キンダーカウンセラーの訪問を受け保護者の相談窓口としてカウンセリングの機会を提供している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・日々、家庭の異変にすぐに気付けるよう配慮し、異変があれば直ぐに役所、保健センター、児童相談所等と連携できるようにしている。定期的に身体チェックを行うと共に保護者とのコミュニケーションをより綿密に取り精神面や生活面の悩みを聞き援助を心がけている。 ・虐待防止マニュアルにもとづく職員研修や名古屋市主催の研修に参加するなどして知識を得ている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ ・月に一度の全体会議で1ヶ月の保育の振り返りを行っている。その話し合いの中でお互いの保育に対する考え方を学び視野を広げることで保育の質の向上に役立てるとともに、自己の保育実践に対する振り返りを行っている。また、職員関係の良さや職場の明るい雰囲気を活かし、職員同士が尊重し合いながら、連携・協力して保育を展開している。 ・保育士の自己評価を行い、その評価をもとに、園長とヒヤリングする機会を設けて一人では気づけなかった保育の良さや課題の確認につなげている。		